

# 契約保証に関する説明事項

## 1 契約保証について

請負契約金額の10分の1の契約保証金を納付すること。

ただし、契約保証金の金銭による納付又は契約保証金の納付に代わる措置として(1)に掲げる保証措置のいずれかの方法から落札者が選択し行うことができる。

なお、(2)に該当する場合は契約保証を免除する。

### (1) 契約保証金の納付の免除となる場合

- イ 金融機関等の保証
- ロ 保証事業会社の保証
- ハ 公共工事履行保証証券による保証
- ニ 履行保証保険契約の締結
- ホ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

### (2) 契約保証金を免除する場合等

請負契約金額が130万円以下の工事である場合

## 2 落札時の届出書の提出について

落札した方は、落札時に「契約保証に関する届出書」に契約保証の方法を記載のうえ提出すること。

## 3 契約締結にあたっての取り扱いについて

### (1) 契約保証が免除される場合

工事請負契約書を2部作成のうえ、指定期日までに提出すること。

### (2) 契約保証が必要な場合

次に記載のとおり、契約保証金の納付又は契約保証金の金額以上（公共工事履行保証証券又は履行保証保険の場合は請負代金額の10分の1以上）の保証措置を行い保証を証する保証書等とともに工事請負契約書2部を指定する期日までに提出すること。

#### イ 契約保証金を金銭で納入する場合

- (イ) 契約保証金の納入通知書の発行を受け、石巻地方広域水道企業団出納（収納）取扱金融機関へ納付すること。
- (ロ) 納付後は、当該金融機関の収納印のある領収書の写しを契約保証金納付届に貼付のうえ、工事請負契約書とともに提出すること。

#### ロ 金融機関等の保証による場合

- (イ) 金融機関等が発行する保証書を工事請負契約書とともに提出すること。
- (ロ) 金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関等である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合、その他の貯金の受け入れを行う組合をいう。

- (ハ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (ニ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (ホ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間の末日の翌日から起算して6か月以上確保されていること。

#### ハ 保証事業会社の保証による場合

- (イ) 保証事業会社が発行する保証証券を工事請負契約書とともに提出すること。
- (ロ) 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。
- (ハ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (ニ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (ホ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間の末日の翌日から起算して6か月以上確保されていること。

#### ニ 公共工事履行保証証券の保証による場合

- (イ) 保険会社が発行する公共事業履行保証証券の保証に係る証券を工事請負契約書とともに提出すること。
- (ロ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (ハ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間の末日の翌日から起算して6か月以上確保されていること。（公共工事中用保証契約基本約款の保証責任期間を参照）

#### ホ 履行保証保険契約の締結による場合

- (イ) 保険会社が発行する履行保証保険の保証証券を工事請負契約書とともに提出すること。
- (ロ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (ハ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間の末日の翌日から起算して6か月以上確保されていること。（特約条項による瑕疵保証期間等の利用）
- (ニ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

#### へ 契約保証金に代わる有価証券等の提供

請負代金額の10分の1以上の額面の有価証券を有価証券寄託願とともに契約執行者に提出後、工事請負契約書を提出すること。

ただし、事故防止の観点から、当分の間は有価証券の提供は遠慮願いたいこと。

#### 4 契約解除時の契約保証金の取扱いについて

請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、上記3の(2)により納付された契約保証金又は保証により支払われた保証金等は石巻地方広域水道企業団に帰属するものとする。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

#### 5 工事完成時並びに請負代金額の変更等の場合の取扱いについて

別途指示により契約保証金の返還又は契約保証金の変更等の処理を行うこと。